

川崎認定保育園保育料補助金の御案内

川崎市では、平成25年10月から、『川崎認定保育園』に通い、一定の条件を満たす児童の保護者に対して、保育料を補助する「川崎認定保育園保育料補助制度」がはじまりました。平成26年度からは0～3歳児未満の児童に対する補助金額が拡充されますので御案内します。

平成26年度の拡充について

0～3歳未満児 世帯の所得税額が413,000円未満の方は月額20,000円

世帯の所得税額が413,000円以上の方は月額10,000円

3歳児以上 月額5,000円（所得制限はありません）

1 補助の対象は？

次の①から④の条件にすべて該当する保護者が対象です。

- ①保護者及び児童が、川崎市に在住し、かつ住所を有していること。
- ②保護者がアからクのいずれかに該当すること。
 - ア) 昼間、1日4時間以上かつ、月16日以上働いている場合
 - イ) 病気、負傷又は心身障害により保育ができない場合
 - ウ) 同居親族などの介護に常時あたっていることにより保育ができない場合
 - エ) 災害の復旧にあたっていることにより保育ができない場合
 - オ) 通学で、1日4時間以上かつ、月16日以上保育ができない場合
 - カ) 妊娠中か又は出産後間がないことにより保育ができない場合
 - キ) 求職活動で保育ができない場合
 - ク) 補助対象となっていた児童の保護者が、きょうだいの育児休業を取得した場合
- ③保護者が、保育料を滞納していないこと。
- ④児童が、川崎認定保育園に週4日以上通園しており、幼稚園等その他の施設には在籍していないこと。



2 補助金額は？

0～3歳未満児 世帯の所得税額が413,000円未満の方は月額20,000円

世帯の所得税額が413,000円以上の方は月額10,000円

3歳以上児 月額5,000円 ※所得制限はありません。

児童が月の初日に在籍していることが条件です。

※なお、保護者の状況が上記の(カ)キ)ク)の場合は、補助金額の対象期間が限られます。

カ) の場合は、産前産後2か月の、計4か月分を限度とします。

キ) の場合は、求職中のうちの2か月分を限度とします。(年度中1回のみ)

ク) の場合は、育児休業中のうち12か月分を限度とします。

※また、補助金額より保育料が低い場合は、低い方の金額をお支払いします。

3 3歳未満児とは？

平成26年度は、平成23年4月2日以降に生まれた児童です。年度途中で入所し、その時点で誕生日を過ぎ満3歳に達していても、その年度中は3歳未満児の補助金額の対象となります。

4 補助金の交付方法と交付期間は？

補助金は年2回、まとめて、申請された保護者の口座へお支払いします。

①4月から9月に在籍している分の補助金

⇒園を経由して、9月5日までに申請⇒10・11月頃の交付

②10月から翌年3月に在籍している分の補助金

⇒園を経由して、3月5日までに申請⇒4・5月頃の交付

※提出期限後の申請はお支払いできない場合がありますので、御注意ください。



5 申請の方法は？

通われている園が申請書類(第1号様式)をお配りしますので、必要事項を記入の上、添付書類を添えて園へ提出してください。園は、在籍している証明書とともに、期日までに川崎市へまとめて申請書を提出します。

個人情報の記載された書類となりますので、封筒などに封入して差し支えありません。

また、直接下記の川崎市の担当部署あて郵送することも可能です。

<添付書類>

①住民票の写し(家族全員の記載があり、続柄・世帯主が省略されていないもの)

②通帳の表紙裏面の写し(口座名義人のカタカナ、金融機関名、店番号、口座番号の記載があるページ) ※申請者と同じ名義に限ります。

③平成25年の所得税額の分かる書類 源泉徴収票の写または確定申告書の写など

※3歳未満児の方のみ

◎申請時期より前に退園をする場合

園から申請書類(第1号様式)を受け取り、添付書類とともに、申請期限までに直接保育課へ提出してください。(在園証明は園から直接提出されます)

なお、申請後に振込口座を変更した場合は、保育課に御連絡の上、新しい口座の通帳の写しを保育課へ提出してください。

6 Q&A

【提出書類について】

Q1：申請書類以外に補助金の対象かどうかは何を見て決めるの？

A1：川崎市は、保育に欠ける在籍児童数分の助成金を、毎月園へお支払いしています。その際に、「就労証明書」などの保護者が日中保育できないことが分かる書類を、園は市へ提出していますので、その書類から在籍月や保護者の状況を確認して、交付金額を決定します。

Q2：園に申請書は提出したけれど、就労証明書を提出していない場合はどうなるの？

A2：Q1のとおり、就労証明書などの保育ができない証明書類を確認し、補助金の交付を決定しますので、**この場合はお支払いできません**。就労証明書等の御提出をお願いします。

Q3：3歳未満児の場合、税金関係の書類は必ず提出しなければならないの？

A3：提出がない場合は世帯の所得税額は確認できませんので、月額補助金額は10,000円となります。

なお、所得税額は認可保育所の保育料の算出と同様の考え方で算出しますので、配当控除、外国税控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除、市町村等に対する寄付金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。また、平成22年度税制改正における年少扶養控除等の廃止による影響が生じないように再計算します。

【転居・口座変更について】

Q4：申請後、補助金が振り込まれる前に、転居する場合はどうすればよいの？

A4：予定している転居の場合は、申請書の転居先欄に記入をしてください。予定しておらず急に転居することになった場合は、すみやかに保育課へご連絡ください。

Q5：申請後、補助金が振り込まれる前に、口座を変更した場合はどうすればよいの？

A5：すみやかに保育課へご連絡の上、新しい口座の通帳の写しを保育課へ提出してください。ただ、振込不能となった場合、交付時期が遅れますので、**変更する可能性のない口座を、申請の際は指定してください**。

【退園・転園する場合について】

Q6：4月に入園し、補助対象の条件を満たしているが、7月に退園をした場合、その期間の補助金はもらえるの？

A6：**補助の対象になります**。園から申請書類をもらい、必要事項を記入の上、添付書類とあわせて保育課へ申請期限（9月5日）までに提出してください。なるべく、変更のない口座での申請をお願いします。

※10月から翌年3月の間に退園した場合も同様です。（提出期限3月5日）

Q7：補助対象となっているが、Aという川崎認定保育園から、Bという別の川崎認定保育園へ転園した場合、手続きはどうすればいいの？

A7：AとB、2つの保育園で各々申請をお願いします。転園前に、Aの保育園から申請書してもらい、Q6のとおり、Aの保育園に在籍していた分の申請手続きをしてください。転園後は、Bの保育園の在籍している分を、Bの保育園を経由して、もう一度申請をしていただきます。申請書に添付する住民票の写しは、一方はコピーでかまいません。



【補助の対象について】

Q8：補助対象の条件は満たしているけれど、月途中から入園した場合は、いつから補助金がもらえるの？

A8：月の1日（休日で開園していない場合は月の最初の開園日）から在籍していることが条件ですので、この場合翌月分からになります。

Q9：育児休業中で、月の途中から復職をする場合は、いつから補助金の対象になるの？

A9：育児休業中の場合は、特例で、その月中に復職し、かつ月の初日からならし保育のため在籍している場合は、その月から補助金の対象となります。

Q10：月の初日に在籍していたけれど、月の途中で退園した場合は、その月分は補助金の対象になるの？

A10：月額保育料を払っている場合は、対象となります。

Q11：月額保育料が18,000円でも、月額20,000円の補助はもらえるの？

A11：お支払いしている保育料を超えて補助をすることはできませんので、この場合補助金は18,000円となります。

Q12：幼稚園に在籍し、「川崎市立幼稚園保育料等補助金」をもらっているけれど、園にも在籍しているから、補助金はもらえるの？

A12：補助対象の条件の1つに「幼稚園に在籍していないこと」となっているので、川崎認定保育園保育料補助金の対象にはなりません。

Q13：「川崎市幼児園児保育料等補助金」も申請できる場合は、どちらも申請していいの？

A13：片方のみです。

【申請について】

Q14：10月から翌年3月分の申請をする時期に、その前の4月から9月分も一緒に申請できるの？

A14：さかのぼっての申請はできませんので、申請の期限は御注意ください。

Q15：求職中は2ヶ月分補助されるとあるけれど、8月と12月など、1ヶ月分ずつ時期を分けて申請できるの？

A15：求職中を理由とした申請は、年度中1回に限ります。



7 お問い合わせ

【担当部署】川崎市市民・こども局こども本部保育課調整第2係

【住所】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 第3庁舎14階

【電話】044-200-3128（平日、8:30~12:00、13:00~17:15）